計量標準の国際相互承認協定(CIPM MRA)の概要

1. 概要

国際相互承認協定(Global Mutual Recognition Arrangement)は、経済のグローバル化に対応するため、メートル条約加盟国の主要国家計量標準機関の代表で構成する国際度量衡委員会(CIPM)において締結された協定である。

注)本協定は、1999年10月に開催された第21回国際度量衡総会において38カ国の 国家計量標準機関と国際機関2機関によって署名された。日本は当時の工業技術院計量 研究所が標準研究所(計量研究所、物質工学工業技術総合研究所、電子技術総合研究所、 郵政省通信総合研究所)の4所を代表し署名した。この結果、本協定は2005年1月 に発効した。

本協定は、経済活動や取引の基本である計測・計量について、国家計量標準機関を頂点とする各国の計量標準トレーサビリティ体系を相互に信頼し、他国の国家計量標準の校正データを自国でもそのまま同等と認め、その校正証明書をそのまま自国でも受け入れる仕組みを構築したものである。これにより、試験器等がこの計量標準にトレーサブルである場合、製品等の試験成績書がワンストップで相手国に受け入れられることとなる。

また、本協定に署名した各国の国家計量標準機関の技術能力を統一的な基準により比較(いわゆる技能試験による国際比較)、審査し、その結果として登録・公表された技術能力(Calibration and Measurement Capability: CMC)に基づいて承認・不承認を判断する仕組みを併せて構築している。

なお、1999年からの4年間で、この相互承認協定に基づいて行われてきた膨大な数の比較試験と技術能力の審査の結果、CMCの登録数は1万7千件を超えており、本協定の発効によって国際的な信頼性確保の枠組みが整理され、障壁のない自由な取引が促進される。製品や食品に付与される試験データの信頼性を外国の顧客や規制当局から求められたとき、登録された CMC へのトレーサビリティを確保することで、その試験成績書は国境を越えて通用するいわばパスポートとなる。

2 . 国際相互承認協定の内容

本協定は2つのパートから構成され、それぞれ国家計量標準の同等性を承認する

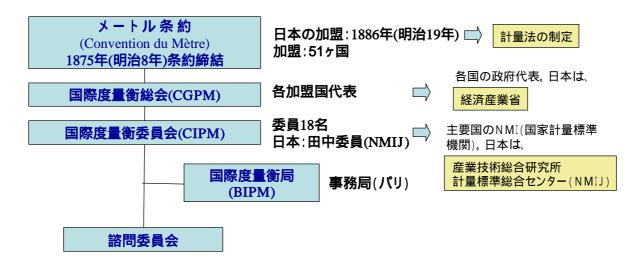
こと(パート1)及び国家計量機関による校正証明書を相互に承認すること(パート2)を規定している。署名者はパート1のみに参加してもよいし、パート2 も含めて参加することもできる。

相互承認の技術的基盤は、基幹比較や品質システムの第三者認証などによって確保されるものとし、具体的には以下のような規定が盛り込まれている。

- ・ 同等性は国家計量標準機関間の基幹比較(Key comparison)によって確保される。
- · 基幹比較は、国際度量衡委員会の各諮問委員会及び地域計量組織(APMP、EUROMET など)が管理する。
- ・ 国家計量標準の比較のため、基幹比較の乖離の程度で、国家計量標準の同等性の程度を量 的に示す。
- ・ 国家計量標準機関は、ISO/IEC 17025(試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項) 又はそれと同等の品質システムが要求される。
- ・ 第三者認証の無い機関(自己適合宣言の場合)については、文書提出が要求される。
- ・CMC の登録に当たっては当該量目における技術能力の審査としてピアレビューが実施される。

[参考]

国際度量衡委員会の組織



各国の国家計量標準機関(NMI)を頂点とした 国際的な信頼性確保(国際相互承認)の枠組み

